

## 本人確認法の一部改正に伴う本人確認手続きのお知らせ

私ども沖縄海邦銀行では、これまで「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（「本人確認法」）（平成15年1月6日施行）」により、口座の開設や200万円を超える現金のお取引を行う場合は、お客様にご本人であることの確認をさせていただくための証明書等をご提示いただいております。

このような中、平成19年1月4日からは、さらに法令が改正され、「本人確認」の対象となるお取引が拡大されます。沖縄海邦銀行では、上記法令の改正を受けまして、平成19年1月4日から、以下の対応を予定しております。

2019年1月から、こう変わります！

### （店頭でのお取引）

- 10万円を超える現金のお振込みのお取扱いにあたっては、お客様の「本人確認」をさせていただきます。
- 10万円を超える現金受払いを伴う小切手・自己宛小切手取引にあたっては、お客様の「本人確認」をさせていただきます。
- 10万円を超える現金での公共料金等の払込み（国や地方公共団体への各種税金・料金の納付を除きます）にあたっては、お客様の「本人確認」をさせていただきます。

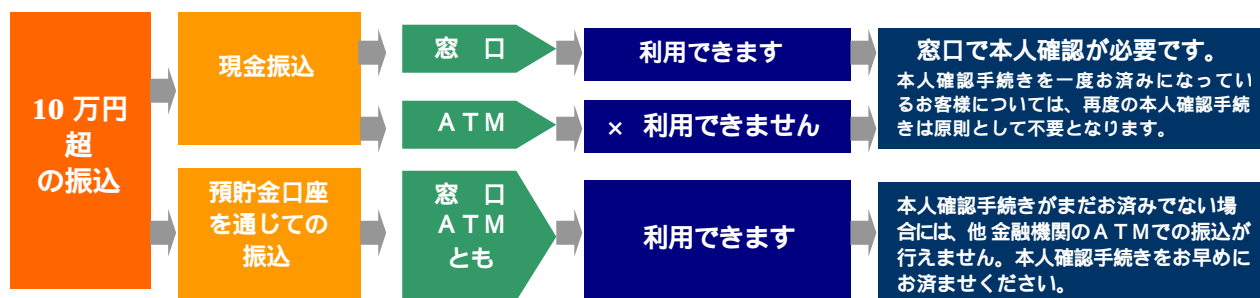
### （ATMでのお取引）

- ATMで10万円を超える現金でのお振込みについては、お取扱いができなくなります。
- 他金融機関のATMでの10万円を超えるキャッシュカードによるお振込みについては、お取引口座の「本人確認」手続きが完了していない場合には、お取扱いができなくなります。

### 《お振込みの取扱い》

（今回の法改正により）

（その対応として）



つきましては、お客様のお取引口座が本人確認法施行前に開設いただいているなどの事由により、本人確認法で定められた「本人確認」手続きが完了していない口座となっている場合には、改正法令の施行前に本人確認法に基づく「本人確認」手続きをお済ませくださいますよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、詳しくは、お取引店の窓口にお問い合わせくださるか、専用ダイヤルへお問い合わせください。

### 【お問合せ先】

お客様サービス担当

TEL 0120-461-354

受付時間 9:00～17:00（但し、銀行休業日は除きます。）

## ご提示いただく本人確認資料について

お取引店にて本人確認手続きを行う際は、以下の本人確認資料のうち、いずれかをご持参ください。

### 個人のお客様

(1) 有効期限内または現在有効なもの

運転免許証 外国人登録証明書 旅券(パスポート) 住民基本台帳カード(写真付のもの)

上記以外で、官公庁から発行・発給された書類等で、顔写真が貼付されたもの

各種健康保険証 各種年金手帳 各種福祉手帳

(2) 作成・発行後6ヵ月以内のもの

印鑑登録証明書 戸籍謄本・抄本(附票の写しのあるもの) 住民票の写し 外国人登録原票の写し

上記以外で、官公庁から発行・発給された書類等で、氏名・住所・生年月日の記載があるもの

現在のお住まいの住所が記載された資料をご用意ください。

コピーではお手続きいただけませんのでご注意ください。

### 法人のお客様

以下の本人確認資料に加え、代表者等、お取引の窓口となるご担当者個人の本人確認資料をご持参ください(ご担当者個人の本人確認資料については、上記(個人のお客様)をご覧ください)

(1) 作成・発行後6ヵ月以内のもの

登記簿謄本・抄本 印鑑登録証明書

上記以外で、官公庁から発行・発給された書類等で、名称・本店または主たる事務所の所在地の記載があるもの